

令和4年3月7日

座間市指定介護保険事業所 各位

座間市長 佐藤 弥斗
(公印省略)

変更届に係る運営規程に記載する従業員の「員数」の取扱いについて（通知）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、介護保険制度につきまして、格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度の制度改正において、業務負担軽減等の観点から、「運営規程」の「従業員の職種、員数及び職務の内容」については、年1回以上見直しをし、変更すればよいものと明確化されたことに伴い、変更届の提出時期を統一させていただきます。

つきましては、「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、「運営規程」の従業員の員数が前年の4月1日時点（前年の4月以降に運営規程の変更届を提出している場合は、直近の変更届時点）と当該年の4月1日時点と比較して増減がある場合に、4月1日時点の状況を記載した変更届を4月末までに御提出ください。前回届出時点の内容と比較して増減がない場合、届出は不要です。

また、今回は周知が遅れたため4月1日時点が基準となりますが、次回以降は前年の1月1日時点（前回提出時）と当該年の1月1日時点と比較して増減がある場合に、変更届を1月末までに御提出ください。

1. 改正点

<従前>

- ・「〇人」と正確な人数（実人数）で記載する。
- ・常勤、非常勤、専従、兼務の別を記載する。

↓

<令和3年度以降>

- ・年に1回、1月1日現在の状況を、同月末までに届出ることにより足りるという取扱いとする。
- ・人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と表記して差し支えない。（従前のおり、「〇人」という表記も可。「〇人以上」と表記した場合は、毎年1月1日現在で〇人未満にならないければ、変更届は不要。）
- ・常勤、非常勤、専従、兼務の別は、記載を要しない。

2. 提出書類等

1) 提出書類

- ① 変更届出書
- ② 変更届管理票
- ③ 運営規程（改定後）
- ④ 勤務形態一覧表
- ⑤ 返信用封筒（切手を貼付し宛名を明記したもの）

2) 提出期限

- ・令和3年度分の変更については令和4年4月末
- ・令和4年度以降の変更については毎年1月末

3) 提出方法 持参又は郵送

4) 提出先 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所 健康部 介護保険課 事業者支援係

5) 留意点

・市ホームページの変更届出一覧表に記載の管理者、介護支援専門員、サービス提供責任者、計画作成担当者等の職種で変更が生じた場合は、通常どおりの変更届が必要となりますので、提出期限等を遵守してください。

・提出に当たっては、人員基準を満たす表記にしてください。

・減員の場合は、人員基準欠如にならないよう御留意ください。なお、人員基準や各加算の要件を満たさなくなることが見込まれる場合は、速やかに報告・届出を行ってください。

(事務担当) 健康部 介護保険課 事業者支援係

住 所：座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電 話：046-252-8077

FAX：046-252-8238